

かさかけの里（長期入所）利用料のご案内 従来棟(多床室) 2024.6.1～

＊施設利用料金

(第四段階) ・認定条件を全て満たしていない人(負担限度額認定非該当)

介護度	基本介護費						食費・居住費	
	1割(1日)	1割(30日)	2割(1日)	2割(30日)	3割(1日)	3割(30日)	1日	30日
1	589円	17,670円	1,178円	35,430円	1,767円	53,010円	1,645円	49,350円
2	659円	19,770円	1,318円	39,540円	1,977円	59,310円	(食費)	(食費)
3	732円	21,960円	1,464円	43,920円	2,196円	65,880円		
4	802円	24,060円	1,604円	48,120円	2,406円	72,180円	855円	25,650円
5	871円	26,130円	1,742円	52,260円	2,613円	78,390円	(居住費)	(居住費)

(第三段階)② ・市町村民税世帯非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 預貯金が単身 500万円以下、夫婦1,500万円以下

介護度	基本介護費						食費・居住費	
	1割(1日)	1割(30日)	2割(1日)	2割(30日)	3割(1日)	3割(30日)	1日	30日
1	589円	17,670円					1,360円	40,800円
2	659円	19,770円					(食費)	(食費)
3	732円	21,960円						
4	802円	24,060円					370円	11,100円
5	871円	26,130円					(居住費)	(居住費)

(第三段階)① ・市町村民税世帯非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 預貯金が単身 550万円以下、夫婦1,550万円以下

介護度	基本介護費						食費・居住費	
	1割(1日)	1割(30日)	2割(1日)	2割(30日)	3割(1日)	3割(30日)	1日	30日
1	589円	17,670円					650円	19,500円
2	659円	19,770円					(食費)	(食費)
3	732円	21,960円						
4	802円	24,060円					370円	11,100円
5	871円	26,130円					(居住費)	(居住費)

(第二段階) ・市町村民税世帯非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 預貯金が単身 650万円以下、夫婦1,650万円以下

介護度	基本介護費						食費・居住費	
	1割(1日)	1割(30日)	2割(1日)	2割(30日)	3割(1日)	3割(30日)	1日	30日
1	589円	17,670円					390円	11,700円
2	659円	19,770円					(食費)	(食費)
3	732円	21,960円						
4	802円	24,060円					370円	11,100円
5	871円	26,130円					(居住費)	(居住費)

(第一段階) ・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者 預貯金が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

介護度	基本介護費						食費・居住費	
	1割(1日)	1割(30日)	2割(1日)	2割(30日)	3割(1日)	3割(30日)	1日	30日
1	589円	17,670円					300円	9,000円
2	659円	19,770円					(食費)	(食費)
3	732円	21,960円						
4	802円	24,060円					0円	0円
5	871円	26,130円					(居住費)	(居住費)

施設料総合計(30日分)
基本介護費+居住費+食費+加算
円

その他の加算

加算名	1割(1日)	1割(30日)	2割(1日)	2割(30日)	3割(1日)	3割(30日)	内容
看護体制加算Ⅰ	6単位/日	180単位/日	12単位/日	360単位/日	18単位/日	540単位/日	常勤の看護師を配置しており、看護職員を25名に対し、1名以上配置しています
看護体制加算Ⅱ	13単位/日	390単位/日	26単位/日	780単位/日	39単位/日	1170単位/日	看護職員と24時間連絡体制を確保しています。
常勤医師配置加算	25単位/日	750単位/日	50単位/日	1500単位/日	75単位/日	2250単位/日	常勤・専従の医師を1人以上配置 ※利用者数100人以上の場合は、常勤換算で100:1以上の医師を配置
精神科医師定期的療養指導	5単位/日	150単位/日	10単位/日	300単位/日	15単位/日	450単位/日	①全利用者のうち認知症の利用者が1/3を占めている ②月2回以上、精神科医の療養指導を定期的に行うこと

配置医師緊急時対応加算(1)※勤務時間外	325単位/1回		650単位/1回		975単位/1回		①看護体制加算Ⅱを算定していること ②早朝または夜間、深夜に配置医師が利用者に対し訪問診療を行うこと ③診療の内容を記録すること
配置医師緊急時対応加算(2)※早朝・夜間	650単位/1回		1300単位/1回		1950単位/1回		
配置医師緊急時対応加算(3)※深夜	1300単位/1回		2600単位/1回		3900単位/1回		
協力医療機関連携加算(1)	50単位/月	50単位/月	100単位/月	100単位/月	150単位/月	150単位/月	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合
協力医療機関連携加算(2)	5単位/月	5単位/月	10単位/月	10単位/月	15単位/月	15単位/月	上記以外の協力医療機関と連携している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	10単位/月	20単位/月	20単位/月	30単位/月	30単位/月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築していること。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	5単位/月	10単位/月	10単位/月	15単位/月	15単位/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること
新興感染症等施設療養費	240単位/1回		480単位/1回		720単位/1回		入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合※連続5日限度
療養食加算	6単位/食	540単位/食	12単位/食	1080単位/食	18単位/食	1620単位/食	医師の食事箋による療養食を提供した場合①管理栄養士・栄養士が食事を管理すること②利用者の状況に合わせた食事を提供すること③定員超過・人員基準欠如に該当していないこと
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	330単位/日	22単位/日	660単位/日	33単位/日	990単位/日	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行い、週3回食事状況を確認したりした場合
栄養管理の基準を満たさない場合	-14単位/日	-420単位/日	-28単位/日	-840単位/日	-42単位/日	-1260単位/日	上記の要件を満たしていない場合
夜勤職員配置加算Ⅰ	22単位/日	660単位/日	44単位/日	1320単位/日	66単位/日	1980単位/日	夜勤を行う介護職員を配置基準より1名以上多く配置しています。
夜勤職員配置加算Ⅲ	28単位/日	840単位/日	56単位/日	1680単位/日	84単位/日	2520単位/日	特定登録の交付を受けた介護職員、看護職員、または認定特定行為業務従事者などを、通常の夜勤職員より1人以上多く配置
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	3600単位/日	240単位/日	7200単位/日	360単位/日	10800単位/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めること ※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可□
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	90単位/日	6単位/日	180単位/日	9単位/日	270単位/日	①認知症の利用者の割合が全体の1/2以上②認知症介護の研修を受けた人材を対象者20人につき1人以上配置すること③認知症ケアに関して定期的に会議を開催すること ※認知症専門ケア加算Ⅱとの併算定不可
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	120単位/日	8単位/日	240単位/日	12単位/日	360単位/日	上記①～③の条件を満たし、認知症ケアに関する研修計画を作成・実践すること ※認知症専門ケア加算Ⅰとの併算定不可
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位/月	150単位/月	300単位/月	300単位/月	450単位/月	450単位/月	事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し(1)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月	120単位/月	240単位/月	240単位/月	360単位/月	360単位/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	240単位/日		480単位/日		720単位/日		在宅での生活が困難で、施設への入所が必要だと医師が判断した認知症の利用者に対し、サービスを提供した場合※7日が限度
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	360単位/日	24単位/月	720単位/日	36単位/月	1080単位/日	①専従の機能訓練士が1名配置②多職種での会議を開催し、プランに則ってサービスを行っている事
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	20単位/月	40単位/月	40単位/月	80単位/月	80単位/月	Iに加え、入所者ごとの個別計画等の情報を提出し、必要な情報を活用している事。

個別機能訓練加算Ⅲ	20単位/月	20単位/月	40単位/月	40単位/月	80単位/月	80単位/月	常勤の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）を1名以上配置していること。 都道府県知事に対して指定特定施設として届け出を行っていること。 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員などが共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っていること個別機能訓練加算Ⅲは、着替えやトイレなどの個々の生活に即した訓練を提供することが特徴です。
経口移行加算	28単位/日	840単位/日	56単位/月	1680単位/日	84単位/月	2520単位/日	①経管栄養を行っている利用者に対し、医師の指示のもと他職種が連携して経口移行計画を作成していること ②医師の指示のもと、管理栄養士や栄養士による栄養管理、言語聴覚士や看護職員による支援が行われていること
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	400単位/月	800単位/月	800単位/月	1200単位/月	1200単位/月	①摂食機能障害があり、誤嚥のリスクが高い利用者に対し、医師や歯科医師の診断のもと、他職種で連携して栄養管理を行うこと②医師が利用者ごとに摂食機能や嚥下機能に関する診断を行い、適切に評価すること③誤嚥防止の配慮および、誤嚥発生時の対応など、管理体制が整っていること ※経口移行加算との併算定不可
経口維持加算Ⅱ	100単位/月	100単位/月	200単位/月	200単位/月	300単位/月	300単位/月	①経口維持加算Ⅰを算定していること②協力歯科医療機関を定めていること③利用者の食事の観察時や会議に、医師、歯科医師、歯科衛生士もしくは言語聴覚士が加わる
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位/月	90単位/月	180単位/月	180単位/月	270単位/月	270単位/月	①歯科医師、または歯科医師から指示を受けた歯科衛生士のアドバイスと指導のもと、利用者の口腔衛生に関する計画書が作成されていること②歯科衛生士が利用者の口腔衛生ケアに関し、介護職員へ具体的な指導と技術的なアドバイスを行い、かつ介護職員からの相談に応じること③2回以上、歯科衛生士が利用者の口腔ケアを行うこと④歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。⑤通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月	110単位/月	220単位/月	220単位/月	330単位/月	330単位/月	上記①～⑤は共通 ⑥LIFEで提出した情報を適切な口腔衛生の管理に活用すること□
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月	100単位/月	200単位/月	200単位/月	300単位/月	300単位/月	①医療提供施設の理学療法士や医師などの助言を得て、機能訓練指導員などが共同で個別機能訓練計画を作成していること②個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員を行うこと③3ヶ月に1回の頻度で、個別機能訓練の進捗を確認・説明し、評価・見直しを行うこと※個別機能訓練加算との併算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位/月	200単位/月	400単位/月	400単位/月	600単位/月	600単位/月	①医療提供施設の理学療法士や医師などが施設を訪問したうえで、機能訓練指導員などが共同で個別機能訓練計画を作成していること 上記②③共通
	300単位/月	300単位/月	600単位/月	600単位/月	900単位/月	900単位/月	※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月	40単位/月	80単位/月	80単位/月	120単位/月	120単位/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を提出し、必要な情報を活用している事
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月	50単位/月	100単位/月	100単位/月	150単位/月	150単位/月	Iに加え、入所者ごとの疾病の状況等の情報を提出し、必要な情報を活用している事。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	3単位/月	6単位/月	6単位/月	9単位/月	9単位/月	入所者の褥瘡発生を予防するため、継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月	13単位/月	26単位/月	26単位/月	39単位/月	39単位/月	褥瘡のリスクが高い利用者に、褥瘡が発生しないこと
排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	10単位/月	20単位/月	20単位/月	30単位/月	30単位/月	継続的に入所者ごとの排せつ支援を行った場合
排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月	15単位/月	30単位/月	30単位/月	45単位/月	45単位/月	①排せつ支援加算Ⅰの条件を満たすこと②（ア）（イ）のいずれかを満たすこと（ア）入所時に比べ、排せつ状態が改善、または悪化していないこと（イ）対象の利用者がおむつを使用しなくなったこと
排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月	20単位/月	40単位/月	40単位/月	60単位/月	60単位/月	①排せつ支援加算Ⅰの条件を満たすこと。（Ⅲ）では、「排尿・排便のどちらか一方の改善および、いずれも悪化していない」、「おむつの使用ありからなしへ改善」の両方が求められる。
自立支援促進加算	280単位/月	280単位/月	560単位/月	560単位/月	840単位/月	840単位/月	利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施をした場合

ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位/月	30単位/月	60単位/月	60単位/月	90単位/月	90単位/月	①利用者10人以上②すべての利用者の初月と7ヶ月目のADL値を測定し、LIFEで提出③利用者ごとの調整済ADL利得が平均1以上であること
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位/月	60単位/月	120単位/月	120単位/月	180単位/月	180単位/月	上記①②は共通 ③利用者ごとの調整済ADL利得が平均2以上であること
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26単位/日	780単位/日	52単位/月	1560単位/日	78単位/月	2340単位/日	①次の（ア）か（イ）のいずれか （ア）視覚・聴覚・言語機能に障がいがある、または知的障害、精神障害がある利用者が15人以上 （イ）視覚障がいのある入所が30%以上 ②障害者生活支援員を常勤・専従で1人以上配置
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41単位/日	1230単位/日	82単位/月	2460単位/日	123単位/月	3690単位/日	①視覚障がいのある利用者が50%以上 ②障害者生活支援員を常勤・専従で2人以上配置
退所時栄養情報連携加算	70単位/1回		140単位/1回		210単位/1回		厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者であること。管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。※1ヶ月に1回限度
再入所時栄養連携加算	200単位/1回		400単位/1回		600単位/1回		退所した利用者が再度入所し、施設の管理栄養士が連携する病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合。
退所時等相談援助加算（Ⅰ）退所前訪問相談援助加算	460単位/1回		920単位/1回		1380単位/1回		次の（ア）か（イ）のいずれか （ア）入所期間が1ヶ月を超えると予想される入所者に対し、両社の居宅を訪問し退所後の在宅サービスについて介護支援専門員や生活相談員などが居宅で相談援助を行うこと （イ）利用者が退所後に他の社会福祉施設に入所する場合、その施設に対し必要な情報提供などを行うこと※入所中1回（又は2回）を限度
（Ⅱ）退所後訪問相談援助加算	460単位/1回		920単位/1回		1380単位/1回		次の（ア）か（イ）のいずれか （ア）退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助などを行った場合 （イ）退所後、他の社会福祉施設に入所した場合、その施設に対し必要な情報提供などを行った場合 ※退所後1回を限度
（Ⅲ）退所時相談援助加算	400単位/1回		800単位/1回		1200単位/1回		①入所期間が1ヶ月を超える利用者に対し、退所後の在宅サービスの相談援助を行うこと ②退所日から2週間以内に市町村と老人介護支援センターに情報提供を行うこと※入所者1人につき1回を限度
（Ⅳ）退所前連携加算	500単位/1回		1000単位/1回		1500単位/1回		入所期間が1ヶ月を超える利用者が退所後に他の在宅サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者に対し、必要な情報の提供などを行うこと※入所者1人につき1回を限度
（Ⅴ）退所時情報提供加算	250単位/1回		500単位/1回		750単位/1回		退所時情報提供加算は1カ月以上入所した入所者の退所が決まり、退所先が居宅や社会福祉施設などの場合。 入所者の同意を得て、退所先の主治医に診療状況を示す文章を添えて入所者の紹介を行った場合※入所者1人につき1回を限度
特別通院送迎加算	594単位/月	594単位/月	1188単位/月	1188単位/月	1782単位/月	1782単位/月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある場合。 1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	300単位/日	20単位/日	600単位/日	30単位/日	900単位/日	①在宅で介護を受けることになった利用者が20%以上②退所後30日以内に、退所者の居宅を訪問し、在宅での生活が1ヶ月以上続く見込みであることを確認、記録すること③利用者の家族と連絡がとれるよう調整を行っていること④利用者が在宅サービスに必要な情報の提供を行い、退所後の在宅サービスの利用について、必要な調整を実施していること
在宅・入所相互利用加算	40単位/日	1200単位/日	80単位/日	2400単位/日	120単位/日	3600単位/日	①在宅生活を継続することを目的に、在宅期間と入所期間を計画的に定めた利用者が最長3ヶ月間、施設の個室を利用すること②介護支援専門員と介護職員の間で情報交換を行い、合意のうえで目標や方針を定めること③②に関して、利用者の家族に説明し同意を得ること
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	100単位/月	200単位/月	200単位/月	300単位/月	300単位/月	①加算（Ⅱ）の要件を満たし、提出したデータで業務改善の取り組みの成果が確認されていること②見守り機器などのテクノロジーを複数導入していること③いわゆる介護助手の活用など、職員間の適切な役割分担を行っていること④1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	10単位/月	200単位/月	20単位/月	300単位/月	30単位/月	①利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた方策を検討する委員会を開催し、「生産性向上ガイドライン」に基づく業務改善にも継続的に取り組んでいること②見守り機器などのテクノロジー(*)を1つ以上導入していること③1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること
外泊加算	246単位/日		492単位/日		738単位/日		1ヶ月に6日を限度として基本利用料金に代えて算定(入院等で算定されます)
外泊時在宅サービス利用費用	560単位/1回		1120単位/1回		1680単位/1回		利用者が外泊時に、在宅サービスを利用した場合※初日と最終日は算定不可
安全対策体制加算	20単位		40単位		60単位		安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所日当日のみ算定)
初期加算	30単位/日	900単位/日	60単位/日	1800単位/日	90単位/日	2700単位/日	入所した日又は30日を超える病院等の入院後、施設に再入所した場合30日間加算
安全管理体制未実施減算	-5単位/日	-150単位/日	-10単位/日	-300単位/日	-15単位/日	-450単位/日	施設の安全管理体制が不十分な場合
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数より10パーセント減算						①委員会の未設置②身体的拘束に関する指針の未整備や、従業員に対する研修の未実施③やむを得ない理由がないにもかかわらず身体拘束を行っている場合④やむを得ない理由で身体拘束を行った際に、その記録を残していない
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数より1パーセント減算						虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合。
業務継続計画未策定減算	所定単位数より3パーセント減算						感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。
日常生活継続支援加算Ⅰ	36単位/日	1080単位/日	72単位/日	2160単位/日	108単位/日	3240単位/日	新規入所者の総数のうち要介護4・5の者を70%以上または認知症生活自立度Ⅲ以上の者を65%以上、またはたんの吸引等が必要な者を15%以上受け入れ、入所者6名に対し介護福祉士を1名以上配置しています。
サービス提供体制強化加算	①22単位 ②18単位 ③6単位	①660単位 ②540単位 ③180単位	①44単位 ②36単位 ③12単位	①1320単位 ②1080単位 ③360単位	①66単位 ②54単位 ③18単位	①1980単位 ②1620単位 ③540単位	①介護福祉士70%以上or勤続10年以上の介護福祉士が25%以上②介護福祉士50%以上③介護福祉士40%以上or勤続7年以上の介護職員が30%以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ	請求単位数の8.3%		要介護2:1949単位		要介護3:2131単位		要介護4:2303単位 要介護5:2469単位
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	請求単位数の2.7%		要介護2:634単位		要介護3:693単位		要介護4:749単位 要介護5:803単位
ベースアップ等支援加算	請求単位数の1.6%		要介護2:376単位		要介護3:411単位		要介護4:444単位 要介護5:476単位
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前 31~45日)	72単位/日	計15日 1080単位	144単位/日	計15日 2160単位	216単位/日	計15日 3240単位	①常勤看護師を1人以上配置し、24時間対応できる体制を整えること ②看取りの指針を定め、利用者とその家族に説明・同意を得ること ③他職種で協議し、看取りに関する指針を適宜見直すこと ④看取りに関する職員研修の実施 ⑤看取りは個室や静養室で行えるよう配慮すること
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前 4~30日)	144単位/日	計27日 3888単位	288単位/日	計27日 7776単位	432単位/日	計27日 11664単位	
看取り介護加算Ⅰ (死亡日前日 前々日)	680単位/日	計2日 1360単位	1360単位/日	計2日 2720単位	2040単位/日	計2日 4080単位	
看取り介護加算Ⅰ (死亡日)	1280 単位/日	1280 単位/日	2560 単位/日	2560 単位/日	3840 単位/日	3840 単位/日	
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前 31~45日)	72単位/日	計15日 1080単位	144単位/日	計15日 2160単位	216単位/日	計15日 3240単位	①常勤看護師を1人以上配置し、24時間対応できる体制を整えること ②看取りの指針を定め、利用者とその家族に説明・同意を得ること ③他職種で協議し、看取りに関する指針を適宜見直すこと ④看取りに関する職員研修の実施 ⑤看取りは個室や静養室で行えるよう配慮すること合上記①~⑤は共通 ⑥配置医師緊急時対応加算の施設基準を満たすこと
看取り介護加算Ⅰ (死亡日以前 4~30日)	144単位/日	計27日 3888単位	288単位/日	計27日 7776単位	432単位/日	計27日 11664単位	
看取り介護加算Ⅰ (死亡日前日 前々日)	780単位/日	計2日 1560単位	1560単位/日	計2日 3120単位	2340単位/日	計2日 4680単位	
看取り介護加算Ⅰ (死亡日)	1580 単位/日	1580 単位/日	3160 単位/日	3160 単位/日	4740 単位/日	4740 単位/日	

日常生活に係る費用

理美容代	1900円 / 1回	管理費（年金証書、通帳管理等）	日額100円 月額 3,000円
------	------------	-----------------	------------------

※ 個人の買い物等は、ご家族様対応となります。

●利用者負担限度額認定制度

利用者負担段階		対象者	預貯金
所得に制限のある方	第一段階	・市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者 ・生活保護受給者	預貯金が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下
	第二段階	・市町村民税世帯非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	預貯金が単身 650万円以下、夫婦1,650万円以下
	第三段階①	・市町村民税世帯非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金が単身 550万円以下、夫婦1,550万円以下
	第三段階②	・市町村民税世帯非課税かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	預貯金が単身 500万円以下、夫婦1,500万円以下
	第四段階	・認定条件を全て満たしていない人（負担限度額認定非該当）	

< 要件 >下記の①～③の要件を全て満たす人は、申請により、利用者負担が軽減されます。

（※市町村の介護保険課にて申請）

- ①世帯全員が市民税非課税者である（市民税非課税世帯）
- ②施設入所などで世帯分離をしている配偶者や内縁関係の物がある場合、その人も市民税非課税者である
- ③本人及び配偶者（内縁関係の者を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が一定 額を超えない

申請する際に必要書類・、持ち物

- 介護保険証
- 年金が入っている銀行の通帳のコピー （①、②）
- ①通帳の表紙裏 ②通帳の直近1ヶ月以内の日付で金額がわかるページ
- 介護保険負担限度額申請書 ※各市役所の介護保険取り扱いの課でもらえます。
- 印鑑